

公共施設予約システム構築業務プロポーザル審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、公共施設予約システム構築業務について、公募型プロポーザル方式により、豊富な経験、実績、優れた企画力及び信頼性を有する委託業者の選定を厳正かつ公正に行うため、公共施設予約システム構築業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項および企画提案に関するプレゼンテーション等の内容について審査し、当該業務に最も適した事業者を選定するものとする。

(1) 事業者を選定するための基準

(2) 次に掲げる内容の審査

ア 企画提案書

イ 価格

ウ システム機能一覧

エ プレゼンテーション

(3) その他必要と認めるもの

(組織)

第3条 審査委員会は、委員6名で組織する。

2 委員は、次の職員をもって充てる。

(1) 教育部長

(2) 総務課長

(3) 財政課長

(4) 生涯学習課長

(5) スポーツ振興課長

(6) 運動公園管理事務所長

3 審査委員会に委員長を置き、委員長は、教育部長が務める。

4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故等があるとき又は委員長が欠けたときは、スポーツ振興課長がその職務を代理する。

(審査委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、随時に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、運動公園管理事務所内に置くものとする。

(守秘義務)

第7条 審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この設置要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。